

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府東大阪市菱江二丁目4番10号

氏 名 三洋商事株式会社
代表取締役 上田 博康

第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の5第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年 3月12日

許可の有効年月日 平成24年 3月11日

転写無効

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む)
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃酸 (pH 2.0 以下のもの) (廃バッテリーに限る)
 - ② 廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの) (廃バッテリーに限る)

(以上2種類)
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃酸 (pH 2.0 以下のもの) (廃バッテリーに限る)
 - ② 廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの) (廃バッテリーに限る)

(以上2種類)

2 積替え保管施設

住所：東京都江東区新砂三丁目10番8号丸一運輸新砂倉庫内

特別管理産業廃棄物の種類	保管量
廃酸 (pH 2.0 以下のもの)	網かご保管
廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの) (廃バッテリーに限る)	68m ³

積替・保管面積：1123.7m²
最大保管高さ：2.7m

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう特別管理産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成19年3月12日 新規許可
平成19年9月3日 変更許可 (積替え・保管) 追加
平成20年9月1日 変更届 (保管容量の増大)

5 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無 (以下余白)

転写無効

